

京都市告示第452号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条に基づき、施設の供用日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年3月26日

京都市長 門川大作

1 西京極総合運動公園プール施設

平成24年4月1日(日)～3日(火)の供用時間を午前10時から午後5時まで、平成24年4月29日(日)の供用時間を午前10時から午後3時まで、平成24年4月30日(月・祝)の供用時間を午前9時から午後5時までとし、平成24年4月4日(水)から4月28日(土)を供用しない日とする。

(理由)

アイススケートリンクからプールへの転換工事及び指定管理者が当該施設で自主事業を実施するため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)